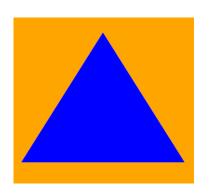
筑後市国民保護計画の概要



平成19年1月 筑後市

筑後市国民保護計画の構成

平素において

市計画の基本的な考え方

- 市計画の位置づけ
- ・ 市計画で示す国民保護措置に係る基本方針
- ・ 市の地理的・社会的特徴
- ・ 対象とする事態 等

平素において準備すること

第2編 「平素からの 備えや予防」

- 市の組織や関係機関との連携体制の整備
- ・ 情報収集・提供等の体制整備
- ・ 避難実施要領のパターンの作成など避難及び救援に関 する備え
- 物資・資材の備蓄・整備
- 国民保護に関する啓発 等

有事において

武力攻撃の発生(予測を含む)

第3編「武力攻 撃事態等への 対処」

第1編

「総論」

事案の発生

(事態の認定前)

に市 確の 立初 動 体 制を迅

設置民 護対策本部

国による事態認定、

国民保護対策本部設置の指定

指示伝達、 達及び 避難の 誘避 避難先地域における対応や、

事態が沈静化した段階での対応

救援(収容施設や食品等の用意、医療の提 供)への協力

- 避難住民等の安否情報の収集・提供
- ・NBC攻撃など武力攻撃災害への対処

第4編「復 旧等」

- ・ライフライン や輸送路等の 応急の復旧
- · 武力攻擊災害 の復旧
- ・ 損失補償等の 費用負担等

緊急対処事態に おいては、武力攻 撃事態への対処 に準拠

> 第5編「緊 急対処事態 への対処」

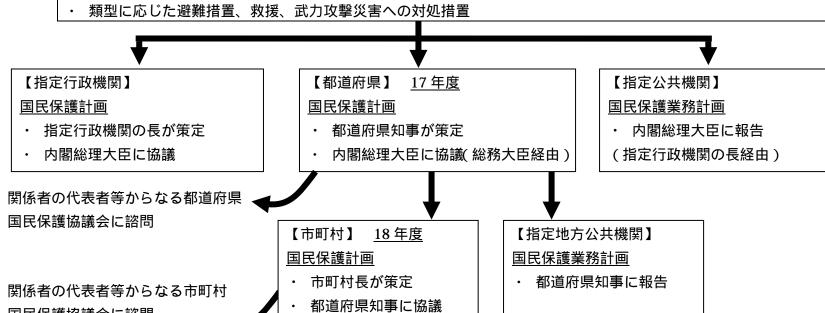
第1編 総論 (その1) 筑後市国民保護計画の位置づけ

【国】 16年度

国民保護協議会に諮問

国民の保護に関する基本指針

- ・ 国民保護の実施に関する基本的な方針
- ・ 国民保護計画及び業務計画の作成基準
- ・ 想定される武力攻撃事態の類型(着上陸攻撃、ゲリラ攻撃、ミサイル攻撃、航空機攻撃)



第1編 総論 (その2) 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

- 1 国民に対する情報提供
 - 国民保護措置等に関し、正確な情報を的確かつ適切に提供
- 2 関係機関相互の連携協力の確保
 - 国、県、他の市町村、指定地方公共機関等と平素から相互の連携体制について整備
- 3 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保
 - 警報の伝達や避難・救援について特に高齢者や障害者等に対するきめ細やかな配慮、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施
- 4 基本的人権の尊重
 - 国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は最小限度のものとし、公正かつ適正な手続のもとに実施
- 5 国民の権利利益の迅速な救済
 - 国民の保護措置の実施に伴う損失補償等の手続について、迅速な処理が可能となるよう必要な処理体制を確保
- 6 国民の協力
 - 国民保護措置の実施に協力を要請されたときは、国民はその自発的な意思により必要な協力をするよう努める。
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
 - 日本赤十字社が行う国民保護措置の自主性の尊重、放送局が行う警報の放送等について放送の自律を保障
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
 - 市、指定地方公共団体等の職員や医療関係者、措置の実施に協力する国民等、国民保護措置に従事する者の安全の確保 に配慮

第1編 総論 (その3) 対象とする事態

武力攻撃事態の4類型

着上陸侵攻 ゲリラや特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空攻撃

緊急対処事態の4事態

・ 攻撃対象施設等による分類

危険性が内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 (ガソリンスタンドの爆破等)

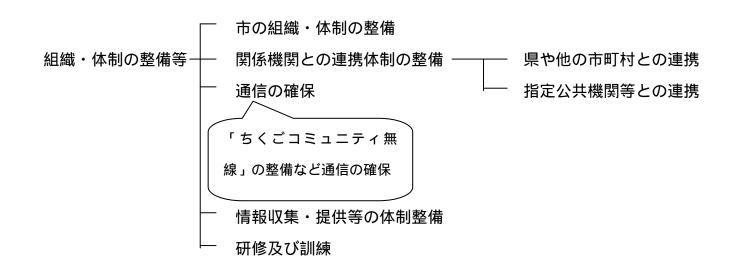
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 (列車の爆破等)

・ 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 (炭疽菌やサリンの大量散布等)

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態 (航空機による自爆テロ等)

第2編 平素からの備えや予防



避難及び救援に関する平素からの備え

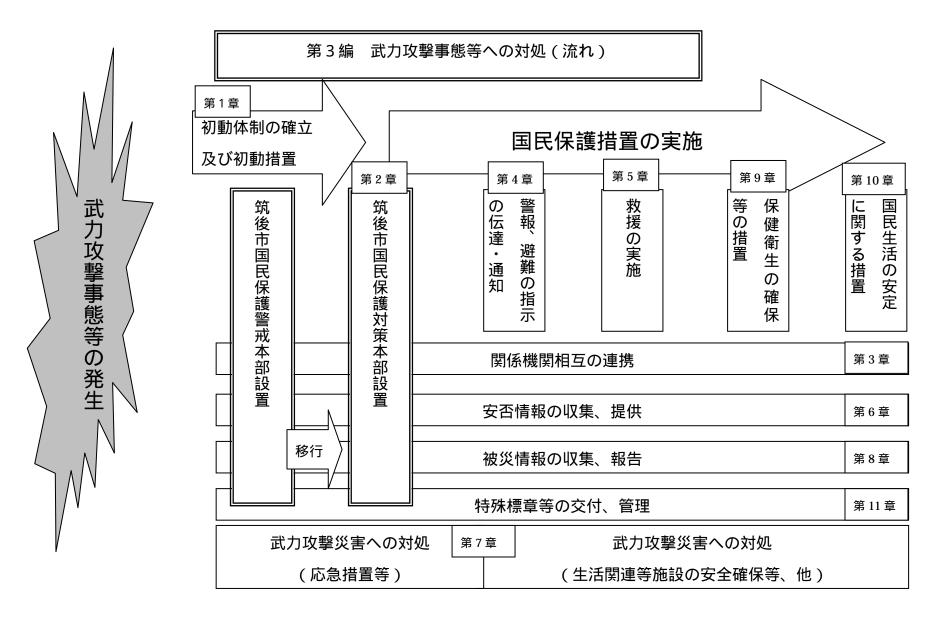
(避難実施要領のパターンの作成)

武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

(国民生活に関連する施設や危険物資を取り扱う施設の把握等)

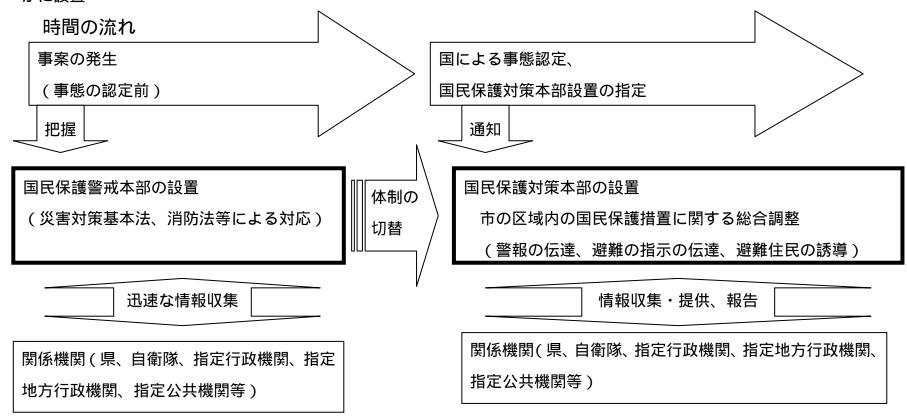
物資及び資材の備蓄、整備

国民保護に関する啓発



第3編 武力攻撃事態への対処 (その1) 事前認定前の初動体制として「国民保護警戒本部」の設置 及び国民保護対策本部への移行の流れ

事態の認定前に、近隣市町村などで多数の人を殺傷する行為等の発生を把握した場合など、「国民保護警戒本部」を速やかに設置

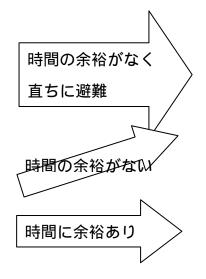


第3編 武力攻撃事態への対処 (その2) 避難方法の考え方

弾道ミサイル攻撃 急襲的な航空攻撃

NBCを使用した攻撃 ゲリラ・特殊部隊による攻撃

本格的な侵略事態 着上陸侵攻 反復した航空攻撃



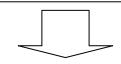
屋内へ一時避難

(近隣の堅ろうな建築物、地下施設等) その後、事態の推移、被害の状況により安全 な地域に避難

市内の一時避難所へ移動(原則徒歩) その後、バス等で避難所へ移動

時間に余裕あり

事前準備は可能だが、国民保護措置を実施すべき 地域が広範囲となり、避難には国全体の調整が必 要



国の総合的な方針を待って対応

第4編 復旧等、第5編 緊急対処事態への対処

第4編 復旧等

応急の復旧と武力攻撃災害の復旧 損失補償等

第5編 緊急対処事態への対処

原則として武力攻撃事態等への対処に準拠

(なお、武力攻撃事態では全国的に警報の通知、伝達が行われるが、緊急対処事態では対象区域が限定される。)